

書面添付 してみませんか

税理士法第33条の2 第1項に規定する添付書面の記載例

法人税・消費税

関東信越税理士会

書面添付制度の書面記載例発刊にあたって

納税者利便の向上に資するとともに、信頼される税理士制度の確立を目指す観点から税理士法の一部が改正されました。

その一つが法第33条の2（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）及び法第35条（意見の聴取）の規定に基づく書面添付制度の拡充であります。

税理士又は税理士法人が作成した申告書について、それが税務の専門家の立場から、どのように調製されたかを添付書面により明らかにし、一方意見の聴取は、税理士の立場からは添付書面に記載した事項に関する税理士からの意見の陳述であり、税務の専門家としての立場を尊重して付与された税理士等の権利の一つと位置付けられております。

このたび、拡充された書面添付制度における書面を、初めて提出される会員の皆様にもご活用いただきたく、添付書面の記載例を作成しましたので、少しでもお役立ていただければ幸いであります。

最後に理解し易い形式で記載例を作成していただいた業務部の委員並びに事務局の職員に対し心から感謝申し上げます。

平成15年12月

関東信越税理士会

会長 峯 村 福 睿

この記載例は、申告書（別表）・財務諸表・勘定科目の内訳書（勘定科目を少なく設定し、添付書面記入の元となる事項を盛り込んだ必要部分の抜粋）・税務代理権限証書・法人事業概況説明書及び参考として、増減事項対比等のための前年度財務諸表を基に添付書面に記入する形式で作成しました。

なお、申告書の作成及び提出の事務作業の流れを想定して取りまとめましたので、お含み置きの上、ご利用をお願いいたします。

末尾に「資料」として税理士法の関係条文の抜粋、国税庁長官の新書面添付制度に係る「事務運営指針」を添付いたしました。

業 務 部

法人税記載例

法人 税 確定 申告書 (年分・ 14 年 4 月 1 日 事業年度分・
15 年 3 月 31 日) に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2①

		※整理番号					
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	柳木 三郎					
	事務所の所在地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2-7 電話 (048) 643 - 1661					
書面作成に 係る税理士	氏 名	柳木 三郎					
	事務所の所在地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2-7 電話 (048) 643 - 1661					
	所属税理士会等	関東信越 税理士会 大宮 支部 登録番号 第 123456 号					
税務代理権限証書の提出		(有) (法人税・消費税) . 無					
依頼者	氏名又は名称	株式会社 関東信越精機					
	住所又は事務所 の 所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区赤城町7-2 電話 (048) 643 - 1475					
私(当法人)が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1から4に掲げる事項であります。							
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項							
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等					
総勘定元帳 試算表 貸借対照表 損益計算書 付属明細書 固定資産台帳 源泉徴収簿		振替伝票、入金伝票、出金伝票、金銭出納帳、 銀行勘定帳、手形帳、売上帳、仕入帳、 経費明細帳、給料台帳、領収書綴、請求書綴、 棚卸表					
2 提示を受けた帳簿書類(備考欄の帳簿書類を除く。)に記載されている事項							
帳簿書類の名称		備 考					
「作成記入の基礎となった書類等」に記載した他 下記の帳簿書類 当座預金照合表、預金通帳、銀行残高証明書、 売上納品・請求書控、検査済書、仕入納品・請求書、 作業日報、タイムカード、契約書綴、株主総会議事録、 取締役会議事録、生命・損害保険契約書							
※事務 処理欄	部門	業種		意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
				年 月 日	税理士名	通知年月日	予定年月日
(1 / 3)				・ ・		・ ・	・ ・

表題の()内の「事業年度分・」の後の余白には、相続税の申告書の場合は相続開始年月日を「〇年〇月〇日相続開始」と記載し、月分の申告書の場合はその年月を「〇年〇月分」と記載してください。

この欄は記入しないでください。

法人の場合は「〇〇税理士法人」等と記載してください。

この書面を作成した税理士が税理士名簿に登録を受けている事務所の所在地(税理士法人の従たる事務所に所属している場合は当該従たる事務所の所在地)を記載してください。

この書面を添付する申告書の納税者に係る税理士法第30条に規定する書面の提出の有無を○で囲んで表示し、「有」の場合には、税務代理の委任を受けた税目を()内に記載してください。

法人事業概況説明書12「帳簿類の備付状況」、13「税理士の関与状況」との関連にも留意してください。

「備考」欄には、提示を受けた帳簿書類のうち、計算し、又は整理したもの以外のものを記載してください。

この欄は記入しないでください。

3 計算し、整理した主な事項

区分	事 項	備 考
(1)	売 上 高 出荷日基準・検収日基準の併用となつたため、当期の売上となるべきものを精査した。	売上納品・請求書控、検収済書
	材料仕入高・外注加工費 特に締め後の計上額について検討した。	請求書、納品書
	賃 金 手 当 特に締め後の計上額について検討した。	給料台帳、タイムカード
	租 税 公 課 損金計上の適否についてはその都度確認している。	納税通知書等
	期 末 棚 卸 実地棚卸表に基づいて、数量・単価・金額を確認した。	売上納品・請求書控、検収済書 作業日報
	消 耗 品 費 資産計上すべきものがあるか検討した。	納品書、請求書
	修 繕 費 資産計上すべきものがあるか検討した。	納品書、請求書
(2)	建物・構築物 請負契約書、領収書等により検討した。	請負契約書、領収書、請求書
	(1) のうち顕著な増減事項	増 減 理 由
	売 上 高 以前より主力取引先から値引要請を受けており、当期首より10%の値引に応じた。	
	賃金手当・外注加工費 前期末に退職した人員の補充を行わなかつた。また、外注に依存していた一部を自社製造に切替えた。	
	消 耗 品 費 新工場増設に伴う消耗工具の補充。	
(3)	修 繕 費 新工場での集中生産のための機械の移設費の計上による。	
	租 税 公 課 不動産取得税150万円、登録免許税等30万円	
(2/3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由
	売上高の計上基準 創業以来、出荷日基準であったが、主力取引先のすべての商品が検収を受けてからでなければ請求できないこととなつたため、当期より当該取引先のみ出荷日基準から検収日基準に変更することにした。	

この欄は記入しないでください。

「区分」欄には、勘定科目、申告調整科目等を記載してください。

「事項」欄には、「区分」ごとに、計算・整理した内容を具体的に記載するとともに、関係資料との確認方法及びその程度等を記載してください。

「備考」欄には、「区分」ごとに、計算・整理の際に留意した事項等を記載してください。

「(1)のうち顕著な増減事項」欄には、(1)に記載したもののうち、前期(前年)等と比較して金額が顕著に増減したものについて、その増減事項を簡記し、その原因・理由等を「増減理由」欄に具体的に記載してください。

「(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項」欄には、(1)に記載したもののうち、当期(当年)において会計処理方法に変更等があった事項について、その変更等があった事項を簡記し、その理由等を「変更等の理由」欄に具体的に記載してください。

※整理番号

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
売上の計上時期の一部変更について	主力取引先の売上計上時期について、出荷日基準から検収日基準への変更について相談を受けたが、この変更は合理性があり継続適用を条件に認められる旨説明した。

5 その他

会計帳簿は正確に処理されており、証憑書類の保存状態も良好である。
代表者の納税に対する認識は高く、経理担当者の経理及び税務に対する認識も高い。

この欄は記入しないでください。

税理士法第2条第1項第3号に規定する税務相談に關し特に重要な事項に関する相談項目を「事項」欄に記載し、その相談内容、回答要旨、申告書への反映状況等を、「相談の要旨」欄に記載してください。

申告書の作成における所見等を記載してください。

署受付 税印	平成 15 年 5月 26 日 大宮 税務署長殿	所管	業種目	概況書	要否	別表等	※ 青色申告	一連番号	
納税地	埼玉県さいたま市大宮区赤城町7-2 電話(048) 643-1475	事業種目	医療用器具製造				整理番号	12345678	
(フリガナ)	カブシキガイシャ カントウシンエツキ	期末現在の資本の 金額又は出資金額	円 10,000,000				事業年度 (至)	年 月 日	
法人名	株式会社 関東信越精機	同非区分	同社	同族会社	非同族会社		売上金額	兆 十億 百万	
(フリガナ)	ナガノイチロウ	経理責任者 自署押印	長野次郎				申告年月日	年 月 日	
代表者 自署押印	長野一郎	旧納税地及び 旧法人名等					申告区分	府 指定 局指定 指導等 区分	
代表者 住 所	埼玉県さいたま市大宮区赤城町7-1	添付書類	貸借取引表、損益計算書、損益明細書、勘定科目内訳明細書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書				通信日付印	確認印 省略 年月日	

平成 14 年 04 月 01 日

別送付 表要否 要印 否印

事業年度分の確定申告書

平成 15 年 03 月 31 日 (中間申告の場合 平成 年 月 日)
(の計算期間 平成 年 月 日)

税理士法第30条の書面提出有 ○ 税理士法第33条の2の書面提出有 ○

所得金額又は欠損金額 (別表四「39の①」)	1	十億 百万 千 円 -195286	この申告による還付金額 (46)	16	十億 百万 千 円 1445
法人税額 (36)又は(37)	2	0	中間納付額 (14)-(13)	17	0
法人税額の特別控除額 (別表四「11+別表六「18+別表八「9+別表六「24+別表七「28+別表九「37+別表十「20+別表六「28+別表六「30)」)	3	0	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	18	0
差引法人税額 (2)-(3)	4	0	計 (16)+(17)+(18)	19	1445
リース特別控除取戻税額 (別表六「10+別表六「30+別表六「6+別表六「1+別表六「31+別表六「13+別表六「30)」)	5	0	この申告が修正申告である場合	20	0
課税土地譲渡利益金額 (別表三「24+別表三「25+別表三「30+別表三「31+別表三「36+別表三「14)」)	6	000	所得金額又は欠損金額	21	0
同上に対する税額 (38)+(39)+(40)+(41)	7	0	課税土地譲渡利益金額	22	0
留保金 課税留保金額 (別表三「-」「28」)	8	000	課税留保金額	23	0
同上に対する税額 (別表三「-」「36」)	9	0	法人税額	24	0
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10	0	還付金額	25	00
仮装経理に基づく过大申告の更正に伴う控除法人税額	11	0	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(23))若しくは((15)+(24)又は((24)-(19)))	26	00
控除税額 ((10)-(11))と(4)のうち少ない金額	12	0	欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七「2の計」及び「20」)	27	0
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)	13	00	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七「3の合計」)	28	195286
中間申告分の法人税額	14	00	この修正申告中の申場合が正の申場合	29	0
差引確定(中間申告の場合その他の申場合の税額とし、マクナスの場合は、(17)へ記入) (法人税額の(13)-(14)の場合は、(17)へ記入)	15	00	欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七「2の計」及び「20」)	30	0
法人税額の 計算	16	000	この申告の22%相当額	31	0
中 小 法 人 の 場 合	17	000	(31)の30%相当額	32	0
相当額のうち少ない金額 (1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(30)	18	000	法人税額 (34)+(35)	33	0
所得金額(1) (30)+(31)	19	000	法人税額 (33)の30%相当額	34	0
その他の公的会員の所得金額(1)	20	000	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	35	0
土税額の 譲 内 渡 訳	21	0	土地譲渡税額 (別表三(三)「23」)	36	0
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	22	0	中間配当の金額	37	0
同上 (別表三(二)「28」)	23	0	利益の配当(剩余金の分配)の金額 (中間配当の金額を除く。)	38	0
控除税額 の 計 算	24	0	利益又は剩余金処分による賞与の額	39	0
所得税の額等 (別表六「-」23の計)+ 別表六「-」6の(③)	25	1445	還付する金を受けようとする 金融機関	40	00
外国税額 (別表六(二)「19」)	26	1445	口座番号 1234567	41	0
計 (42)+(43)	27	1445	貯金記号番号 (郵便貯金振込の場合は)	42	-
控除した金額 (12)	28	1445	※ 税務署処理欄	43	
控除しなかった金額 (44)-(45)	29	1445		44	
中間配当の 効力発生の日	30	150515		45	

所得の金額の計算に関する明細書

(簡易様式)

事業年度

14・4・1
15・3・31

法人名

株式会社 関東信越精機

御注意

3 2 1 が
 「39」があつた場合による賞与のうち、受給者ごとに債務の確定していなければ、その額を加算し、「※」の金額を加減算した額と符合することになりますから留意してください。
 「(1)」欄の金額は、「(2)」欄の金額に含めないで記載します。

区分	総額	処分		
		留保	社外流出	(3)
		①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	1 △254,800		△254,800	
損金の額に算入した法人税(附帯税を除く。)	2			
損金の額に算入した道府県民税(利子割額を除く。)及び市町村民税	3 35,000		35,000	
損金の額に算入した道府県民税利子割額	4 481		481	
損金の額に算入した納税充当金	5 35,000		35,000	
損金の額に算入した附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	6			その他
減価償却の償却超過額	7			
交際費等の損金不算入額	8 209,388			その他 209,388
	9			
	10			
次葉合計				
小計	11 279,869		70,481	209,388
減価償却超過額の当期認容額	12			
納税充当金から支出した事業税等の金額	13 221,800		221,800	
受取配当等の益金不算入額(別表八「11」又は「22」)	14			※
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	15			
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	16			※
	17 0		0	
	18			
	19			
	20			
次葉合計			外※	
小計	21 221,800		221,800	外※ 0 0
仮計	22 △196,731		△406,119	外※ △ 0 209,388
(1)+(11)-(21)				
寄附金の損金不算入額(別表十四「20」又は「36」)	23			その他
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6の(3)」)	26 1,445			その他 1,445
税額控除の対象とした外国法人税の額等(別表六(二)「10」-別表十六の三(二)「36の計」)	27			その他
合計 (22)+(23)+(26)+(27)	28 △195,286		△406,119	外※ 0 210,833
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十(二)「41」)	29 △			※ △
総計 (28)+(29)	30 △195,286		△406,119	外※ 0 210,833
契約者配当の益金算入額(別表九「13」)	31			※
非適格合併又は非適格分割型分割による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	35			※
差引計 (30)+(31)+(35)	36 △195,286		△406,119	外※ 0 210,833
欠損金又は災害損失金の当期控除額(別表七「2の計」)	37 △			※ △
所得金額又は欠損金額	39 △195,286		△406,119	外※ 0 210,833

利益積立金額及び資本積立金額の計算に関する明細書

事業年度

14・4・1
15・3・31

法人名

株式会社 関東信越精機

区 分

I 利益積立金額の計算に関する明細書

	期首現在 利益積立金額	当期中の増減		当期利益金処分等による増減 (減は赤)	差引翌期首現在 利益積立金額 ①-②+③+④
		減	増		
	①	②	③	④	⑤
利 益 準 備 金	1 2,500,000 円				2,500,000 円
別 途 積 立 金	2 37,000,000				37,000,000
過払道府県民税	3				481
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
次 葉 合 計					
繰 越 損 益 金 (損は赤)	26 4,851,355	4,851,355		4,596,555	4,596,555
納 税 充 当 金	27 1,285,400	1,285,400	35,000		35,000
未 納 法 人 稅 (追 払 するもの を除く。)	28△ 870,500△	870,500△	△	0△	0
未 納 道 府 県 民 稅 (均 等割額及び利子割額を含む。)	29△ 48,400△	58,881△	10,481△	10,000△	10,000
未 納 市 町 村 民 稅 (均 等割額を含む。)	30△ 144,700△	169,700△	25,000△	25,000△	25,000
差 引 合 計 額	31 44,573,155	5,037,674	△481	4,562,036	44,097,036

II 資本積立金額の計算に関する明細書

区 分

期首現在
資本積立金額

当期中の増減

差引翌期首現在資本積立金額
①-②+③
④

①

②

③

資 本 準 備 金	32	円	円	円	円
	33				
	34				
差 引 合 計 額	35				

御注意

この表は、通常の場合は次の算式により検算ができます。

期首現在利益積立金合計31(1) + 別表四留保総計「30」 = 中間分、確定分法人税・市・民税の合計額

= 差引翌期首現在利益積立金合計31(5)

租税公課の納付状況等に関する 明細書

事業年度 14・4・1
15・3・31 法人名

株式会社 関東信越精機

別表五

税目及び事業年度			期首現在未納税額	当期発生税額	当期中の納付税額					期末現在税額
					充當金による取扱い	支払る経理に付する	損金による経理に付する	期未納(①+②-③-④-⑤)		
法 人 税	：	1	円	円	円	円	円	円	円	
法 人 税	13・4・1 14・3・31	2	870,500		870,500				0	
	当期分	中間	3							
	確定	4		0					0	
	計	5	870,500	0	870,500				0	
道 府 県 民 税	：	6								
	13・4・1 14・3・31	7	48,400		48,400				0	
	当期分	利子割	8	481		0	481		0	
	確定	中間	9	10,000			10,000		0	
	計	10		△481 10,000					△481 10,000	
		11	48,400	△481 20,481	48,400	0	10,481		△481 10,000	
市 町 村 民 税	：	12								
	13・4・1 14・3・31	13	144,700		144,700				0	
	当期分	中間	14	25,000		0	25,000		0	
	確定	計	15	25,000					25,000	
		16	144,700	50,000	144,700	0	25,000		25,000	
事 業 税	：	17								
	13・4・1 14・3・31	18	221,800		221,800				0	
	当期中間分	計	19							
	計	20	221,800		221,800				0	
そ の 他	損 金 算 入 の も の	利子税	21							
	延滞税(延納に係るもの)	22								
	固定資産税	23		558,300			558,300		0	
	登録免許税他	24		2,354,987			2,354,987		0	
	加算税及び加算金	25								
	延滞税	26								
	延滞税(延納分を除く。)	27								
	過怠税	28								
	源泉所得税	29		1,445		0	1,445		0	
		30								
納稅充當金の計算										
期首納稅充當金	31		1,285,400	円	取 得 の 他 の も の	損金不算入のもの	38		円	
緑入額	損金の額に算入した納稅充當金	32	35,000				39			
		33								
取崩額	計 (32)+(33)	34	35,000		仮 払 税 金 消 却	40				
	法人税額等 (5の③)+(11の③)+(16の③)	35	1,063,600		計 (35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)	41		1,285,400		
額	事業税 (20の③)	36	221,800		差 (31)+(34)-(41)	42		35,000		
その他の 損金算入の もの	損金算入のもの	37			当期利益処分積立額	43				
					期末納稅充當金	44		35,000		

欠損金又は災害損失金及び私財提供等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書

事業年度	14・4・1 15・3・31	法人名	株式会社 関東信越精機
------	-------------------	-----	-------------

I 欠損金又は災害による損失金の損金算入に関する明細書

事業年度	区分	控除未済欠損金	当期控除額 (別表四「36の①」を限度とする。)	翌期繰越額 (1)-(2)
		1	2	3
	青色欠損・災害損失・土地みなしだれ		円	円
	設備廃棄欠損・特例欠損			円
	青色欠損・災害損失・土地みなしだれ			
	設備廃棄欠損・特例欠損			
	青色欠損・災害損失・土地みなしだれ			
	設備廃棄欠損・特例欠損			
	青色欠損・災害損失・土地みなしだれ			
	設備廃棄欠損・特例欠損			
	青色欠損・災害損失・土地みなしだれ			
	設備廃棄欠損・特例欠損			
	青色欠損・災害損失・土地みなしだれ			
	設備廃棄欠損・特例欠損			
	青色欠損・災害損失・土地みなしだれ			
	設備廃棄欠損・特例欠損			
	青色欠損・災害損失・土地みなしだれ			
	設備廃棄欠損・特例欠損			
	青色欠損・災害損失・土地みなしだれ			
	設備廃棄欠損・特例欠損			
	青色欠損・災害損失・土地みなしだれ			
	設備廃棄欠損・特例欠損			
	青色欠損・災害損失・土地みなしだれ			
	設備廃棄欠損・特例欠損			
	青色欠損・災害損失・土地みなしだれ			
	設備廃棄欠損・特例欠損			
	計			
当期	欠損金額 (別表四「39の①」)	195,286	欠損金の繰戻し額	
同上	特定の事業者の設備廃棄欠損金 (設備の廃棄直前の帳簿価額の合計額)			
うち	特定対内投資事業者等の特例欠損金 (別表四「39の①」欄の金額から同上 (の設備廃棄欠損金額を控除した金額))			
災害損失金	(10)			
青色欠損金	195,286			195,286
合計				195,286
災害により生じた損失の額の計算				
災害の種類			災害のやんだ日	.
災害を受けた資産の別		棚卸資産 (1)	固定資産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む。) (2)	計 (1)+(2) (3)
当期の欠損金額 (別表四「39の①」)	4			円
災害による損失額 のうち 生じ る額	資産の減失等により生じた損失の額	5	円	円
	被害資産の原状回復のための費用の額	6		
	計 (5)+(6)	7		
保険金又は損害賠償金等の額	8			
差引災害により生じた損失の額 (7)-(8)	9			
繰越控除の対象となる損失の額 ((4)と((9)の③)のうち少ない金額)	10			

II 私財提供等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書

私財提供等の利益の内訳	金銭の額	11	円	欠損金額の計算	適用年度終了の時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損額	15	円
	金銭以外の資産の価額	12			適用年度終了の時における資本積立額	16	
	債務の免除を受けた金額	13			当期控除を受ける欠損金又は災害損失金の額 (2の計)	17	
	計 (11)+(12)+(13)	14			差引欠損金額 (15)-(16)-(17)	18	
					当期の所得金額 (別表四「36の①」-「37の①」)	19	
					当期控除額 ((14)、(18)と(19)のうち少ない金額)	20	

決 算 報 告 書

(第 30 期)

自 平成 14 年 4 月 1 日

至 平成 15 年 3 月 31 日

株式会社 関東信越精機

埼玉県さいたま市大宮区赤城町7-2

貸 借 対 照 表

平成 15 年 3 月 31 日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流 動 資 産】	【 35,280,525】	【流 動 負 債】	【 16,692,264】
現 金 及 び 預 金	8,908,367	買 掛 金	5,745,183
受 取 手 形	2,683,800	短 期 借 入 金	7,800,000
売 掛 金	16,883,518	未 払 金	3,112,081
製 品	2,256,120	未 払 法 人 税 等	35,000
原 材 料	823,665	【固 定 負 債】	【 83,349,400】
仕 掛 品	1,180,005	長 期 借 入 金	83,349,400
前 払 費 用	204,750		
未 収 消 費 税 等	2,340,300		
【固 定 資 産】	【 118,857,694】		
(有形固定資産)	(117,718,794)	負 債 の 部 合 計	100,041,664
建 物	61,547,426	資 本 の 部	
建 物 付 属 設 備	349,174		
構 築 物	1,766,013	【資 本 金】	【 10,000,000】
機 械 装 置	15,014,354	【利 益 剰 余 金】	【 44,096,555】
車 輛 運 搬 具	3,855,574	利 益 準 備 金	2,500,000
工 具 器 具 備 品	186,253	別 途 積 立 金	37,000,000
土 地	35,000,000	当 期 未 处 分 利 益	4,596,555
(無形固定資産)	(198,900)	(うち当期純損失)	(254,800)
電 話 加 入 権	198,900		
(投資その他の資産)	(940,000)		
投 資 有 億 証 券	540,000		
差 入 保 証 金	300,000		
長 期 前 払 費 用	100,000	資 本 の 部 合 計	54,096,555
資 产 の 部 合 計	154,138,219	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	154,138,219

損 益 計 算 書

自 平成 14 年 4 月 1 日
至 平成 15 年 3 月 31 日

科 目	金 額
	円
(経 常 損 益 の 部)	
(営 業 損 益 の 部)	
【純 売 上 高】	
売 上 高	182,669,434
【売 上 原 価】	
期首 製品棚卸高	1,503,612
当期 製品製造原価	148,354,890
合 計	(149,858,502)
期末 製品棚卸高	2,256,120
売 上 総 利 益	147,602,382
	(35,067,052)
【販売費及び一般管理費】	
広 告 宣 伝 費	171,962
運 費 貸 費	1,062,830
役 員 報 酬	14,400,000
給 料 手 当	4,800,000
法 定 福 利 費	2,212,996
福 利 厚 生 費	475,567
減 価 償 却 費	2,354,819
修 繕 費	652,539
消 耗 品 費	2,306,244
旅 費 交 通 費	201,267
租 税 公 課	2,391,913
交 際 接 待 費	1,046,943
保 険 料	1,130,261
通 信 費	762,340
雜 費	619,090
營 業 利 益	34,588,771
	(478,281)
(営 業 外 損 益 の 部)	
【営 業 外 収 益】	
受 取 利 息	9,651
雜 収 入	772,489
	782,140
【営 業 外 費 用】	
支 払 利 息	1,480,221
經 常 損 失	(219,800)
税引前 当期 純損失	(219,800)
法人税、住民税及び事業税	35,000
當 期 純 損 失	(254,800)
前 期 繰 越 利 益	4,851,355
當 期 未 処 分 利 益	(4,596,555)

株式会社 関東信越精機

製 造 原 価 報 告 書

自 平成 14 年 4 月 1 日
至 平成 15 年 3 月 31 日

科 目	金 額
	円
【材 料 費】	
期首材料棚卸高	1,057,578
当期材料仕入高	24,200,192
小計	(25,257,770)
期末材料棚卸高	823,665
	24,434,105
【勞 務 費】	
賃 金 手 当	68,166,668
法 定 福 利 費	7,543,001
福 利 厚 生 費	651,015
	76,360,684
【外 注 加 工 費】	
【製 造 経 費】	
水 道 光 熱 費	2,081,901
消 耗 品 費	5,572,374
減 価 償 却 費	5,577,114
修 繕 費	1,199,510
租 稅 公 課	558,300
雜 費	812,704
總 製 造 費 用	(148,230,007)
期首仕掛品棚卸高	1,304,888
期末仕掛品棚卸高	1,180,005
当期製品製造原価	(148,354,890)

利 益 処 分 計 算 書

科 目	金 額	
		円
【当期未処分利益】		4,596,555
【次期繰越利益】		4,596,555

上記の通りご報告申し上げます。

平成 15 年 5 月 15 日

株式会社 関東信越精機

代表取締役 長野 一郎

監査の結果、いずれも適法かつ正確であることを認めます。

平成 15 年 5 月 15 日

監 査 役 長野 信子

固定資産(土地、土地の上に存する権利及び建物に限る。)の内訳書

(法0302-7)

- (注) 1. 「期中取得（処分）の明細」の各欄は、期末現在高がないものであっても期中において売却、購入又は評価換えを行った場合に記入してください。
2. 同一種類又は同一所在地のものについて、多数の売却先若しくは購入先がある場合には、売却先又は購入先ごとに記入してください。
3. 外国法人又は非居住者から購入したものについては、「売却（購入）先の所在地（住所）」の欄には、国外の所在地（住所）を記入してください。

買掛金(未払金・未払費用)の内訳書

(法0302-9)

- (注) 1. 「科目」欄には、買掛金、未払金、未払費用の別を記入してください。
2. 相手先別期末現在高が50万円以上のもの（50万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額のものから5口程度）については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
3. 未払金については、その取引内容を摘要欄に記入してください。
4. 未払配当金又は未払役員賞与がある場合には、次の欄にその内訳を記入してください。

未 払 配 当 金	支 払 確 定 年 月 日	期 末 現 在 高	未 払 役 員 賞 与	支 払 確 定 年 月 日	期 末 現 在 高
		円			円

雜益、雜損失等の内訳書

科 目	取引の内容	相 手 先	所 在 地 (住 所)	金 額
雜 益 等	雜収入	新築祝い金		円 540,000
	雜収入	ステンレス屑等売却収入	(有)壳買仕切店 大宮市×××	232,382
	雜収入	消費税納付差額		107
	合 計			772,489
雜 損 失 等				

(法0302-17)

- (注) 1. 雜収入、雜益（損失）、固定資産売却益（損）、税金の還付金、貸倒損失等について記入してください。
 2. 科目別かつ相手先別の金額が10万円以上のものについて記入してください。ただし、税金の還付金については、その金額が10万円未満であってもすべて記入してください。

受
付
印

※整理番号

15年 5月 31日

大宮税務署長 殿

税務代理権限証書

	氏名又は名称	栃木 三郎
税理士 又 は 税理士法人	事務所の名称 及び所在地	栃木 三郎 税理士事務所 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2-7 電話 (048) 643-1661 連絡先 [] 電話 () -
	所属税理士会等	関東信越税理士会 大宮支部 登録番号等 第 123456 号

上記の税理士を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。

15年 5月 15日

依頼者	氏名又は名称	株式会社 関東信越精機 代表取締役 長野 一郎 (印)
	住所又は事務所の所在地	埼玉県さいたま市大宮区赤城町7-2 電話 (048) 643-1475

1 税務代理の対象に関する事項

税目	(法人) 税	(消費) 税	() 税
年分等	平成 年分(年度) 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日 ()	平成 年分(年度) 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日 ()	平成 年分(年度) 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 ()

2 その他の事項

※事務処理欄	部門	業種	他部門等回付	・	・	() 部門
--------	----	----	--------	---	---	--------

(お願い) この法人事業概況説明書は、貴社(貴法人)の事業内容・事業の規模等について記載していくことにより、税務署の調査・指導等に際して相互の手数を省略するためのものでありますから、各事項について正しく記載してくださいようお願いします。また、項目によっては、記載する欄が不足する場合もあると思いますが、そのときは同形式のものを別紙に作成してください。なお、この法人事業概況説明書は、提出される法人税申告書に一部を添付して提出してください。提出された法人事業概況説明書は、税務署において秘文書として管理します。

整理番号	1	2	3	4	5	6	7	8
------	---	---	---	---	---	---	---	---

法人名	屋号() 株式会社 関東信越精機				事業年度	自平成14年 至平成15年	04月 03月	01日 31日	税務署 処理欄
納税地	〒330-0842 埼玉県さいたま市 大宮区赤城町7-2				電話番号	(048) 643-1475		応答者氏名	長野一郎
1事業内容	医療用器具製造				2支店・海外取引状況	(1)支店数 主な所在地 上記のうち海外支店数 所在国 (2)海外子会社の有無 所在国	総支店数1 4輸入 引出 種類 (4)貿易外取引の有無5	輸出 0無 (商品) 0無 0無 0無	
					(3)取引種類				
					(3)現金 小切手				
					(4)区分 同上				
					(5)区分 同上				
3期末従事員の状況	常勤役員	6	□□2	技術者	7	□□□	代表者との関係 (親族には本人を含む)		
	工員	8	□11	販売員	9	□□□	20 □親族 □他人		
	事務員	10	□□1	その他	11	□□□	21 □親族 □他人		
	計		12	□□□	14	□□□	(2)試算表の作成状況 22 0 毎月 □おおむね月ごと □決算時のみ		
	計のうち代表者家族数		13	□□□	2	□□□	(3)源泉関係 23 □給与 □報酬・料金 □利子等 対象所得 □配当 □非居住者 □退職		
4電の子利計算状況	計のうちアルバイト数	14	□□□	□□□	□□□	(4)経売上 24 0 税抜 □税込 固定資産 25 0 税抜 □税込			
	(2)賃金の定め方	15	0 A固定 B歩合給 C合給 AとBの併用	(3)社宅・寮の有無 16	□有 0無	26 0 税抜 □税込 経費 27 0 税抜 □税込			
	(1)利用	17	0 有 □無	(2)プログラム 18	□自社作成 □他社作成	当期課税売上高 28 0 3千万円超 □3千万円以下			
	(3)適用	19	0 給与管理 □固定資産管理 □財務管理 □その他 その他の場合、具体的に記入してください。	□在庫管理 □生産管理	6 株主又は株式所有異動の有無 29 □有 0無				
	(4)機種名	V P C リース料月額 千円				7 特許権等の保有・使用状況 30 □有 0無 (名称) (登録・契約月) 年月			
8主 要 科 目	(1) 主な損益科目 (単位・千円)					(2) 主な貸借科目 (単位・千円)			
	売上高	31	□□□182669	現金預金	48	□□□8908			
	上記のうち兼業売上高	32	□□□□□□□□	受取手形 (割引・裏書を含む)	49	□□□□□2683			
	売上原価	33	□□□147602	売掛金	50	□□□16883			
	売上原価のうち	原 材 料 費	34	□□□24434	棚卸資産	51	□□□4259		
		勞務費	35	□□□76360	建物 (減価償却累計額控除後)	52	□□□61547		
		外注費	36	□□□31633	機械装置 (減価償却累計額控除後)	53	□□□15014		
		減価償却費	37	□□□5577	土地	54	□□□35000		
		地代家賃・租税公課	38	□□□558	「48」～「54」以外の資産	55	□□□9844		
		売上総利益(31-33)	39	□□□35067	支払手形	56	□□□□□		
	販管費のうち	役員報酬	40	□□□14400	買掛金	57	□□□5745		
		従業員給料	41	□□□4800	個人借入金	58	□□□□□		
		交際費	42	□□□1046	その他借入金	59	□□□91149		
		減価償却費	43	□□□2354	「56」～「59」以外の負債	60	□□□3147		
		地代家賃・租税公課	44	□□□2391	資本の部	61	□□□54097		
	営業損益	45	□□□478	(注)受取手形及び売掛金等については、貸倒引当金控除前の金額を記載してください。					
	支払利息割引料	46	□□□1480						
	税引前当期損益	47	□□□-219						

この用紙はどこでないください

OCCR入力用 (この用紙は機械で読み取ります。折つたり汚したりしないでください。)

9 事 業 形 態	(兼業種目)				(兼業割合) %		(3) 生 産 の 形 態	A見込生産 %		(4) 製 品 の 販 売		A製造業者 100 %				
					B受注生産 100 %			B卸売業者 %		C小売業者 %		Dその他 %				
(2) 主 な 製 品 名 等	(製品(作業)名)				(原材料名)		(5) 製 品 の 運 送 原 材 方 料 等 法	a 材料当方持 100 %		A自社搬送 100 %		原 材 料	A自社引取 %			
	V X Y Z				A鋼板			a 自家用車 100 %		a 自家用車 %			b 運送業者 %			
10 主 な 機 械 状 況	名 称				用 途		台 数	総 能 力								
	パンチ P				穴あけ			1 30 t								
11 決 済 日 の 状 況	ベンダー				曲げ		2	12 t		35 t						
	シャー				切断			1 4.5 mm								
12 帳 簿 類 の 備 付 状 況	売 上	締切日	未 日	決 済 日	翌 20 日	13 税 理 士 の 関 与 状 況	(1) 氏 名	栃木 三郎								
	仕 入	締切日	未 日	決 済 日	翌 20 日		(2) 事務所所在地	さいたま市大宮区浅間町2-7								
13 税 理 士 の 関 与 状 況	外 注 費	締切日	未 日	決 済 日	翌 20 日	(3) 担 当 者	松井 一郎	(4) 電話 番号 (048-643-1661)								
	給 料	締切日	20 日	決 済 日	未 日		(5) 関与状況等	(①申告書の作成 ②調査立会 ③税務相談)								
14 加 入 組 合 等 の 状 況	受 注 薄	① 有	○ 一部	○ 無	(5) 関与状況等	(①決算書の作成 ②伝票の整理 ③補助簿の記録)										
	発 注 薄	○ 有	○ 一部	① 無		(①総勘定元帳の記帳 ②源泉徴収関係事務)										
15 月 別 の 売 上 高 等 の 状 況	作業 (生産) 指示簿	① 有	○ 一部	○ 無	(14) 加入組合等の状況	(役職名)										
	作業 (生産) 日報	① 有	○ 一部	○ 無		(役職名)										
16 当 期 の 営 業 概 要	原 材 料 受 払 薄	○ 有	○ 一部	① 無	14 加 入 組 合 等 の 状 況	営 業 時 間	開店 8時 閉店 5時									
	製 品 受 払 薄	○ 有	○ 一部	① 無		定 休 日	毎週(毎月)土日(祭)曜日()日									
17 月 別 の 売 上 高 等 の 状 況	月 别	製品売上高	加工収入高 (修理収入高)	原材料仕入高	外 注 費	人件費	月 末 工員数	主な製品及び原材料各1点の値動き								
	4月	千円 15,001	千円	千円 1,800	千円 2,314	千円 5,080	千円	人 11	円	円	円					
	5月	14,293		1,655	2,216	5,000										
	6月	15,210		2,100	2,878	8,018										
	7月	16,330		2,120	2,798	5,022										
	8月	14,339		1,678	2,569	5,038										
	9月	15,100		2,339	2,438	5,029										
	10月	16,923		2,236	2,978	5,098										
	11月	16,448		2,246	2,756	5,037										
	12月	17,358		2,861	3,312	10,010										
	1月	10,888		950	2,001	4,700										
	2月	13,100		1,840	2,318	5,010										
	3月	17,679		2,375	3,055	5,124										
	計	182,669		24,200	31,633	68,166										
	前 期 の 実 繰	202,436		24,972	34,619	73,518										
	以前より主力取引先から値引要請を受けており、当期首より10%値引に応じた。生産量は前期とほぼ同量であった。念願の新工場が完成したが、これに伴い不動産取得税等が多額に発生した。また、前期の人員減に対する補充を行なわなかつものの売上額減少等により、久々の赤字決算になってしまった。しかし、積極的設備投資が評価され新規取引先が増加しつつある。															

参考

前期比較等の便宜のため参考に添付しました。

決 算 報 告 書

(第 29 期)

自 平成 13 年 4 月 1 日

至 平成 14 年 3 月 31 日

株式会社 関東信越精機

埼玉県さいたま市大宮区赤木町7-2

貸 借 対 照 表

平成 14 年 3 月 31 日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流 動 資 産】	【 34,198,095】	【流 動 負 債】	【 19,746,967】
現 金 及 び 預 金	8,385,802	買 掛 金	6,319,288
受 取 手 形	2,982,000	短 期 借 入 金	6,000,000
売 掛 金	18,759,465	未 払 金	4,568,979
製 品	1,503,612	未 払 法 人 税 等	1,285,400
原 材 料	1,057,578	未 払 消 費 税 等	1,573,300
仕 掛 品	1,304,888	【固 定 負 債】	【 44,349,400】
前 払 費 用	204,750	長 期 借 入 金	44,349,400
【固 定 資 産】	【 84,249,627】		
(有形 固定 資産)	(83,650,727)		
建 物	3,721,862	負 債 の 部 合 計	64,096,367
建物 付 属 設 備	433,020		
構 築 物	249,822	資 本 の 部	
機 械 装 置	18,199,216	【資 本 金】	【 10,000,000】
車 輛 運 搬 具	5,726,584	【利 益 剰 余 金】	【 44,351,355】
工 具 器 具 備 品	320,223	利 益 準 備 金	2,500,000
土 地	35,000,000	別 途 積 立 金	35,000,000
建 設 仮 勘 定	20,000,000	当 期 未 处 分 利 益	6,851,355
(無形 固定 資産)	(198,900)	(うち 当期 純利益)	(4,975,221)
電 話 加 入 権	198,900		
(投資 その他の 資産)	(400,000)		
差 入 保 証 金	300,000		
長 期 前 払 費 用	100,000	資 本 の 部 合 計	54,351,355
資 産 の 部 合 計	118,447,722	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	118,447,722

損 益 計 算 書

自 平成 13 年 4 月 1 日
至 平成 14 年 3 月 31 日

科 目	金 額
	円
(経 常 損 益 の 部)	
(営 業 損 益 の 部)	
【純 売 上 高】	
売 上 高	202,436,937
【売 上 原 価】	
期首 製品棚卸高	1,304,888
当期 製品製造原価	156,877,580
合 計	(158,182,468)
期末 製品棚卸高	1,503,612
売 上 総 利 益	156,678,856
	(45,758,081)
【販売費及び一般管理費】	
広 告 宣 伝 費	180,348
運 費 貸 費	1,153,304
役 員 報 酬	18,000,000
給 与 手 当	4,800,000
法 定 福 利 費	2,400,582
福 利 厚 生 費	510,440
減 儲 償 却 費	2,879,741
修 繕 費	785,651
消 耗 品 費	2,653,281
旅 費 交 通 費	225,250
租 税 公 課	754,668
交 際 接 待 費	1,087,290
保 険 料	1,166,597
通 信 費	810,656
雜 費	754,879
營 業 利 益	38,162,687
	(7,595,394)
(営 業 外 損 益 の 部)	
【営 業 外 収 益】	
受 取 利 息	11,016
雜 収 入	248,000
【営 業 外 費 用】	
支 払 利 息	353,489
經 常 利 益	(7,500,921)
税引前当期純利益	(7,500,921)
法人税、住民税及び事業税	2,525,700
当 期 純 利 益	(4,975,221)
前 期 繰 越 利 益	1,876,134
当 期 未 処 分 利 益	(6,851,355)

株式会社 関東信越精機

製 造 原 價 報 告 書

自 平成 13 年 4 月 1 日
至 平成 14 年 3 月 31 日

科 目	金 額
	円
【材 料 費】	
期首材料棚卸高	1,503,612
当期材料仕入高	24,972,633
小計	(26,476,245)
期末材料棚卸高	1,057,578
	25,418,667
【勞 務 費】	
給料手当	73,518,520
法定福利費	8,389,581
福利厚生費	838,656
	82,746,757
【外 注 加 工 費】	
【製 造 経 費】	
水道光熱費	2,079,544
消耗品費	5,122,138
減価償却費	4,975,169
修繕費	695,684
租税公課	532,600
雜費	935,304
總 製 造 費 用	(157,124,890)
期首仕掛品棚卸高	1,057,578
期末仕掛品棚卸高	1,304,888
当期製品製造原価	(156,877,580)

利 益 処 分 計 算 書

科 目	金 額	
	円	
【当期未処分利益】		6,851,355
【当期利益処分額合計】		
別途積立金	2,000,000	(2,000,000)
【次期繰越利益】		4,851,355

上記の通りご報告申し上げます。

平成 14 年 5 月 18 日

株式会社 関東信越精機

代表取締役 長野 一郎

監査の結果、いずれも適法かつ正確であることを認めます。

平成 14 年 5 月 18 日

監査役 長野 信子

消費稅記載例

消費税確定申告書(年分・事業年度分)に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2①

		※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	柳木三郎	
	事務所の所在地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2-7 電話 (048) 643-1661	
書面作成に 係る税理士	氏名	柳木三郎	
	事務所の所在地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2-7 電話 (048) 643-1661	
	所属税理士会等	関東信越 税理士会 大宮 支部 登録番号 第 123456 号	
税務代理権限証書の提出		(有) (法人税・消費税) · 無	
依頼者	氏名又は名称	株式会社 関東信越精機	
	住所又は事務所 の 所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区赤城町7-2 電話 (048) 643-1475	

私(当法人)が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項

帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
総勘定元帳	振替伝票、入金伝票、出金伝票、金銭出納帳、
試算表	銀行勘定帳、手形帳、売上帳、仕入帳、
貸借対照表	経費明細帳、給料台帳、領収書綴、請求書綴、
損益計算書	
付属明細書	
固定資産台帳	
源泉徴収簿	

2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項

帳簿書類の名称	備考
「作成記入の基礎となった書類等」に記載した他下記の帳簿書類	タイムカード 株主総会議事録 取締役会議事録 生命・損害保険契約書
当座預金照合表、預金通帳、銀行残高証明書、	
売上納品・請求書控・検収済書、仕入納品・請求書、	
作業日報、タイムカード、契約書類、株主総会議事録、	
取締役会議事録、生命・損害保険契約書	

※事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年月日	税理士名	通知年月日	予定期日
					・ ・		・ ・	・ ・

表題の()内の「事業年度分・」の後の余白には、相続税の申告書の場合は相続開始年月日を「〇年〇月〇日相続開始」と記載し、月分の申告書の場合はその年月を「〇年〇月分」と記載してください。

この欄は記入しないでください。

法人の場合は「〇〇税理士法人」等と記載してください。

この書面を作成した税理士が税理士名簿に登録を受けている事務所の所在地(税理士法人の従たる事務所に所属している場合は当該従たる事務所の所在地)を記載してください。

この書面を添付する申告書の納税者に係る税理士法第30条に規定する書面の提出の有無を○で囲んで表示し、「有」の場合には、税務代理の委任を受けた税目を()内に記載してください。

法人事業概況説明書12「帳簿類の備付状況」、13「税理士の関与状況」との関連にも留意してください。

「備考」欄には、提示を受けた帳簿書類のうち、計算し、又は整理したもの以外のものを記載してください。

この欄は記入しないでください。

※整理番号

3 計算し、整理した主な事項

区分	事項	備考
(1)	課税売上額 出荷日基準、検収日基準の併用となったため、当年度の課税売上となるべきものを精査した。	検収済書、売上納品・請求書控
	仕入税額控除 建物・構築物 取得価額の仕入税額控除について精査した。	請負契約書、領収書、請求書
	建設仮勘定 前期においては消費税込みで計上してある。	
(2)	(1)のうち顕著な増減事項 建物・構築物 前期から建設中であった工場が完成し引渡しを受け、当期中に稼動したため、課税仕入が増加した。	増減理由
	課税売上額 前期に比較し販売量には大差がないが、主力取引先からの値引要請に応じたため課税売上高が減少した。	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項 売上高の計上基準 創業以来、出荷日基準であったが、主力取引先のすべての商品が検収を受けてからでなければ請求できないこととなったため、当期より当該取引先のみ出荷日基準から検収日基準に変更することにした。	変更等の理由

この欄は記入しないでください。

「区分」欄には、勘定科目、申告調整科目等を記載してください。

「事項」欄には、「区分」ごとに、計算・整理した内容を具体的に記載するとともに、関係資料との確認方法及びその程度等を記載してください。

「備考」欄には、「区分」ごとに、計算・整理の際に留意した事項等を記載してください。

「(1)のうち顕著な増減事項」欄には、(1)に記載したもののうち、前期(前年)等と比較して金額が顕著に増減したものについて、その増減事項を簡記し、その原因・理由等を「増減理由」欄に具体的に記載してください。

「(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項」欄には、(1)に記載したもののうち、当期(当年)において会計処理方法に変更等があった事項について、その変更等があった事項を簡記し、その理由等を「変更等の理由」欄に具体的に記載してください。

※整理番号

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
建設仮勘定の税額控除の時期	建物・構築物の引渡しを受けた日の属する課税期間で課税仕入として税額控除することを説明した。

5 その他

当社は税抜き経理方式を採用し総勘定元帳の記帳にあたっては、税込金額により仕訳をし毎月末において消費税相当額を一括して仮払消費税・仮受消費税に振替える方法をとっている。また、その都度課税対象取引、非課税取引、課税対象外取引の確認を行っており、仕入税額控除の適用要件である請求書等の保存状態は良好である。

この欄は記入しないでください。

税理士法第2条第1項第3号に規定する税務相談に關し特に重要な事項に関する相談項目を「事項」欄に記載し、その相談内容、回答要旨、申告書への反映状況等を、「相談の要旨」欄に記載してください。

申告書の作成における所見等を記載してください。

第27-(1)号様式

平成15年5月26日 受取印		大宮	税務署長殿
納税地	埼玉県さいたま市 大宮区赤城町7-2 〒330-0842(電話番号 048 - 643 - 1475)		
(フリガナ) 名 称 又は屋号	カブシキガイシャ カントウシンエツセイ 株式会社 関東信越精機		
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	ナガノ 一郎 長野 一郎		
経理担当者 氏 名	長野 次郎		

※ 税 務 署 処 理 欄	一連番号					
	所管	要否	整理番号	12345678		
	申告年月日			平成□□年□□月□□日		
	申告区分			指導等	庁指定	局指定
	郵便官署消印			確認印	省略年月日	
年月日			年月日			
指導年月日			相談	区分1	区分2	
				区分1	区分3	
平成□□□□□□□□						

自 平成14年□□月□□日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の(確定)申告書

至 平成15年□□月□□日

中間申告 自 平成□□年□□月□□日

の場合の

対象期間 至 平成□□年□□月□□日

この申告書による消費税の税額の計算			
課税標準額	①	十兆千百十億千百十萬千百十円	03
消費税額	②	182901000	06
控除過大調整税額	③		07
控除対象仕入税額	④	5412711	08
返還等対価に係る税額	⑤		09
貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	5412711	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		13
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	1903300	15
中間納付税額	⑩	3775600	16
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	00	17
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	1872300	18
この申告書が修正申告である場合	既確定申告額	⑬	19
差引納付税額	⑭	00	20
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	21
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	22

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑯	51
差引税額 (⑨)	1903300		52
譲渡割額 (⑯×25%)	付額 (⑯×25%)	⑯	53
納税額 (⑯×25%)	475800		54
中間納付譲渡割額	943800		55
納付譲渡割額 (⑯-⑯)	00		56
中間納付還付譲渡割額 (⑯-⑯)	468000		57
この申告書が修正申告である場合	既確定申告譲渡割額	⑯	58
差引納付譲渡割額	00		59

付記事項	割賦基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	31
延払基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	32	
工事進行基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	33	
現金主義会計の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	34	
参考事項	規則22条1項の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	35
	控除税額の計算方法	課税売上割合	95%未満	<input type="radio"/>	個別対応式	
		95%以上		<input type="radio"/>	一括比例配分方式	41
				<input type="radio"/>	全額控除	
①.	4%分	182,901千円				
	旧税率分	千円				
②.	3%分	千円				
の内訳	4%分	7,316,040円				
	旧税率分	円				
基準期間の課税売上高						218,532,995円
還付を受けようとする金融機関等						
i 関信	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	大宮	幸店・支店 幸所・支所			
普通預金	口座番号	1234567				郵便局
ii	(窓口受取りの場合は、郵便局名のみ書いてください。)					
	貯金記号番号 (郵便貯金振込みの場合)	-				
※税務署整理欄						

税理士署名押印	柄木三郎 (電話番号 048-643-1661)
---------	-----------------------------

<input type="radio"/>	税理士法第30条の書面提出有
<input type="radio"/>	税理士法第33条の2の書面提出有

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 26 □□□□□ - 2340300 60

平成九年四月一日以後終了課税期間分(一般用)

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		課税期間	14・4・1~15・3・31	氏名又は名称	株式会社 関東信越精機
項 目			金 額		
課 税 売 上 額 (税抜き)	①			182,901,816 円	
免 税 売 上 額	②				
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③				
課 税 資 産 の 讓 渡 等 の 対 価 の 額 (①+②+③)	④			182,901,816	※申告書の⑩欄へ
課 税 資 産 の 讓 渡 等 の 対 価 の 額 (④の金額)	⑤			182,901,816	
非 課 税 売 上 額	⑥			9,651	
資 産 の 讓 渡 等 の 対 価 の 額(⑤+⑥)	⑦			182,911,467	※申告書の⑩欄へ
課 税 売 上 割 合 (④/⑦)		[99.99	%]	※端数切捨て
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税込み)	⑧	※注2参照	142,083,675		
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 (⑧×4/105)	⑨	※注3参照	5,412,711		
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑩				
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け な い (受ける) こ と と な つた 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑪				
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑨+⑩±⑪)	⑫		5,412,711		
課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑫の金額)	⑬		5,412,711		
個 別 対 応 方 式	⑭	⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの			
	⑮	⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの			
	⑯	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑭+(⑮×④)/(⑦))]			
95 % 未 満 の 場 合	⑰	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑫×④/(⑦))			
控 除 税 額 の 調 整	⑱	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額			
	⑲	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額			
差 引	⑳	控除対象仕入税額 [(⑬、⑯又は⑰の金額)±⑲±⑳] がプラスの時		5,412,711	※申告書の④欄へ
	㉑	控除過大調整税額 [(⑬、⑯又は⑰の金額)±⑲±⑳] がマイナスの時			※申告書の③欄へ
	㉒	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額			※申告書の③欄へ

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑧欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑨欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} = \left[\frac{\text{課税仕入れに係る支払対価の額 (仕入対価)}}{105} \times \frac{4}{105} \right] - \left[\frac{\text{仕入対価の返還等}}{105} \times \frac{4}{105} \right]$$

4 ⑩欄と⑪欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記載する。

仕入控除税額に関する明細書 (法人用)

所在地	埼玉県さいたま市大宮区赤城町7-2
名称	株式会社 関東信越精機

◎ 還付申告書を提出される方は、申告書に添付して御提出くださるようお願いします

1 控除対象取引金額

单位：千円

区分		① 決 算 額 (税込・税抜)	② 左 の う ち 控除対象外金額	(① - ②) 控除対象取引金額
損益科目	商 品 仕 入 高 等	①	147,602	81,451
	販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	②	35,282	28,116
	営 業 外 費 用	③	1,435	1,435
	そ の 他	④	80	80
	計	⑤		73,317
区分		① 資産の取得価額 (税込・税抜)	② 左 の う ち 控除対象外金額	(① - ②) 控除対象取引金額
資産科目	固 定 資 產	⑥	62,000	62,000
	繰 延 資 產	⑦		
	計	⑧		62,000
仕 入 控 除 税 額	⑨	⑤ + ⑧の金額に対する消費税額		5,412

2 還付申告となった主な理由（該当する事項に○印を付してください。）

○ 設備投資（高額な固定資産の購入等）	○ その他
輸出等の免税取引の割合が高い	設備投資の増加及び売上減少による。

3 主な課税仕入れ等の明細（取引金額が100万円以上の取引を記載してください。）

单位：千円

資 料

税理士法

(税務代理の権限の明示)

第30条 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

(計算書項、審査事項等を記載した書面の添付)

第33条の2 税理士又は税理士法人は、国税通則法第16条第1項第一号に掲げる申告納税方式又は地方税法第1条第1項第八号若しくは第十一号に掲げる申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

2 税理士又は税理士法人は、前項に規定する租税の課税標準等を記載した申告書で他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申告書が当該租税に関する法令の規定に従つて作成されていると認めたときは、その審査した事項及び当該申告書が当該法令の規定に従つて作成されている旨を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

3 税理士又は税理士法人が前2項の書面を作成したときは、当該書面の作成に係る税理士は、当該書面に税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記して署名押印しなければならない。

(意見の聴取)

第35条 税務官公署の当該職員は、第33条の2第1項又は第2項に規定する書面（以下この項及び次項において「添付書面」という。）が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第30条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

2 添付書面が添付されている申告書について国税通則法又は地方税法の規定による更正をすべき場合において、当該添付書面に記載されたところにより当該更正の基団となる事実につき税理士が計算し、整理し、若しくは相談に応じ、又は審査していると認められるときは、税務署長（当該更正が国税庁又は国税局の当該職員の調査に基づいてされるものである場合においては、国税庁長官又は国税局長）又は地方公共団体の長は、当該税理士に対し、当該事実に関し意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、申告書及びこれに添付された書類の調査により課税標準等の計算について法令の規定に従っていないことが明らかであること又はその計算に誤りがあることにより更正を行う場合は、この限りでない。

3 国税不服審判所の担当審判官又は地方公共団体の長は、租税についての不服申立てに係る事案について調査する場合において、当該不服申立てに関し第30条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該税理士に対し当該事案に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

4 前3項の規定による措置の有無は、これらの規定に規定する調査に係る処分、更正又は不服申立てについての決定若しくは裁決の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

(一般の懲戒)

第 46 条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第 33 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第 44 条に規定する懲戒処分をすることができる。

税理士法施行規則

(計算事項、審査事項等を記載した書面)

第 17 条 法第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する財務省令で定めるところにより記載した書面は、別紙第九号様式又は別紙第十号様式により記載した書面とする。

国税庁ホームページより

国税庁

課法 3 - 6

課総 5 - 3

課個 4 - 7

課資 5 - 9

課酒 6 - 2

課消 4 - 1

官総 6 - 6

査調 2 - 4

平成 14 年 3 月 14 日

国 税 局 長 殿
沖縄国税事務所長

国 税 庁 長 官

税理士法の一部改正に伴う法人課税部門における新書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について(事務運営指針)

標題のことについては、下記のとおり定めたから、貴管下職員に周知徹底の上、適切な運営を図られたい。

(趣旨)

平成 13 年度の税制改正において、税理士法(以下単に「法」という。)の一部が改正され、法第 33 条の 2 及び法第 35 条の規定に基づく書面添付制度が拡充された。本改正では、従来の更正前の意見陳述に加えて、税務代理を行う税理士又は税理士法人(以下「税理士等」という。)が計算事項等を記載した書面を添付している場合において、納税者に税務調査の日時、場所をあらかじめ通知するときには、その通知前に、添付された書面の記載事項について意見陳述の機会を与えることとされた(以下「新書面添付制度」という。)。

そこで、新書面添付制度を適正に運用し、税務執行の一層の円滑化・簡素化を図っていくため、本指針を定めるものである。

記

第1章 新書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方

1 制度の適正・円滑な運用及び着実な推進

新書面添付制度は、税務代理する税理士等に限らず、広く税理士等が作成した申告書について、それが税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることにより正確な申告書の作成及び提出に資するとともに、税務当局が税務の専門家である税理士の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨によるものであるから、本制度の執行に当たっては、その趣旨を踏まえた適正・円滑な運用を行い、制度の着実な推進を図る。

2 新書面添付制度適用法人の的確な管理

申告書に法第33条の2の書面の添付がある法人（間接諸税にあっては、法人又は個人。以下同じ。）については、過去の申告事績及び調査事績並びに資料情報に加え、書面の記載内容及び税理士等の関与の程度に基づき、売上階級区分、業種区分、実況区分等の組み合わせにより的確な管理を行う。

3 新書面添付制度を活用した調査事務の効率的運営

法第33条の2の書面は、申告書審理や準備調査に積極的に活用するほか、書面の記載内容のうち確認を要する部分については、法第35条第1項に規定する意見聴取の際に十分聴取するよう努める。

また、新書面添付制度は、税務当局が税務の専門家である税理士の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨によるものであることから、法第33条の2の書面の記載内容がその趣旨にかなつたものと認められる場合には、じ後の調査に要否の判断において積極的に活用し、調査事務の効率的な運営を図る。

第2章 新書面添付制度に係る事務手続及び留意事項

第1節 申告書收受後の事務及び実況区分の判定

1 書面添付がある申告書の收受後の事務

内部担当者は、総務課から回付された申告書等の記載事項、添付書類等を確認する際に、法人税確定申告書、消費税及び地方消費税の確定申告書及び間接諸税の納税申告書の「税理士法第30条の書面提出有」欄及び「税理士法第33条の2の書面提出有」欄の記載の有無並びに法第30条の書面及び法第33条の2の書面の添付の有無について確認するとともに、必要

に応じて書面の「事務処理欄」に担当部門、業種番号等を記入する。

この場合、書面に「税理士又は税理士法人」の「氏名又は名称」欄の記載がない場合や「押印」がないなど記載内容に不備がある場合には、税理士等に連絡し、その補正を求める。

また、法第30条の書面が複数の税目（消費税、源泉所得税は除く。）の税務代理権限を証している場合には、その書面の写しを担当する部門に回付する。

なお、内部担当者から申告書等の回付を受けた調査担当の統括官等は、法人税確定申告書、消費税及び地方消費税の確定申告書及び間接諸税の納税申告書に法第33条の2の書面の添付のある法人について法人管理簿を出力するなど、その後の的確な管理に努める。

(注)「統括官等」とは、法人課税部門の特別国税調査官、統括国税調査官、特別調査情報官、国際税務専門官、情報技術専門官又は審理専門官をいう。

2 実況区分の判定

申告書に法第33条の2の書面の添付のある法人の実況区分の判定に当たっては、その書面の記載内容を積極的に活用する。

第2節 意見聴取の実施

1 事前通知前の意見聴取の実施

統括官等は、申告書に法第33条の2の書面の添付のある法人に対し実地調査を指令する場合には、事前通知を行わないこととした場合を除き、事前通知を行う前に法第30条の書面に記載された税理士等に対し法第33条の2の書面の記載事項について意見聴取を行うよう調査担当者に指示する。

(注) 1 法第35条の規定は、平成14年4月1日以降に同条第1項に規定する調査をする場合について適用する。

2 平成14年4月1日以降、改正前の旧様式で作成（税理士法施行規則附則第2項に規定されている「書面を取り繕い使用」に該当する場合）された「法第33条の2の書面」が添付された申告書が提出された場合についても、事前通知前の意見聴取を行わなければならないことに留意する。

2 意見聴取の時期、方法

調査担当者は、事前通知予定日の1週間から2週間前までに法第30条の書面に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭（電話）で連絡し、意見聴取の日時、方法を取り決める。

この場合、意見聴取は事前通知予定日の前日までに了することとし、原

原則として税理士等に来署依頼する方法により行う。また、法第33条の2の書面の「事務処理欄」に意見聴取を行う旨を通知した日及び事前通知予定日を記入する。

- (注) 1 税理士等が遠隔地に所在している場合など来署が困難な場合には、電話による聞き取り又は文書による提出によっても差し支えない。
2 意見聴取は、基本的に実地調査の指令を受けた調査担当者が行うが、必要に応じて統括官等が行うこととしても差し支えない。

3 意見聴取の内容

意見聴取は、税務の専門家としての立場を尊重して付与された税理士等の権利の一つとして位置付けられ、書面を添付した税理士が申告に当たって計算等を行った事項に関することや、実際の意見聴取に当たって生じた疑問点を解明することを目的として行われるものである。

したがって、こうした制度の趣旨・目的を踏まえつつ、例えば顕著な増減事項・増減理由や会計処理方法に変更があった事項・変更の理由などについて個別・具体的に質疑を行うなど、意見聴取の機会の積極的な活用に努める。

ただし、個別・具体的な非違事項の指摘に至った場合には、加算税の問題が生じうることに留意する。(後記5による。)

4 意見聴取後の事務

意見聴取を行った場合には、意見聴取の内容や税理士等に連絡した事項等を別紙の書面(以下「応接簿」という。)に記入して、法人税歴表(間接諸税にあたっては、間接諸税調査簿)に編てつする。

なお、意見聴取によって、調査の必要性がないと認められた場合には、その際に税理士等に対し現時点では調査に移行しない旨を口頭(電話)で連絡し、その履歴について応接簿に簡記する。

- (注) 1 応接簿には、応接日時、内容等を確実に記載することに留意する。
2 税理士等に対し現時点では調査に移行しない旨を連絡した場合にあっても、その後申告書の内容等に対する新たな疑義が生じた場合には、調査することを妨げるものではない。

その際、事前通知を行う場合には改めて意見聴取を行う。

5 意見聴取後に提出された修正申告書に係る加算税の取扱い

意見聴取を行い、その後に修正申告書が提出されたとしても、原則として、加算税は賦課しない。

ただし、意見聴取を行った後に修正申告書が提出された場合の加算税の

適用に当たっては、国税通則法第 65 条第 5 項並びに平成 12 年 7 月 3 日付課法 2-9 ほか 3 課共同「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」（事務運営指針）及び平成 12 年 7 月 3 日付課消 2-17 ほか 5 課共同「消費税及び地方消費税の更生等及び加算税の取扱いについて」（事務運営指針）及び平成 13 年 3 月 29 日付課消 4-11 ほか 1 課共同「たばこ税等及び酒税の加算税の取扱いについて」（事務運営指針）に基づき非違事項の指摘を行ったかどうかの具体的な事実認定により「更正の予知」の有無を判断することになるから、修正申告書が意見聴取の際の個別・具体的な非違事項の指摘に基づくものであり、「更正の予知」があったと認められる場合には、加算税を賦課することに留意する。

6 更正前の意見聴取

法第 33 条の 2 の書面が添付された申告書を更正すべき場合においては、従前どおり、法第 35 条第 2 項に基づき、税理士等に対し、意見を述べる機会を与えなければならないことに留意する。

（別紙については掲載省略）

国税庁

課法 3 - 2

課総 5 - 2

課個 4 - 4

課資 5 - 5

課酒 6 - 2

課消 4 - 1

官総 6 - 14

査調 2 - 3

平成 15 年 1 月 17 日

国 税 局 長 殿
沖縄国税事務所長

国 税 庁 長 官

「税理士法の一部改正に伴う法人課税部門における新書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について」の一部改正について（事務運営指針）

平成 14 年 3 月 14 日付課法 3 - 6 ほか 7 課共同「税理士法の一部改正に伴う法人課税部門における新書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について」（事務運営指針）については、別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のように改正したから、今後はこれにより適切に処理されたい。

（趣旨）

新書面添付制度を適正に運用し、税務執行の一層の円滑化・簡素化を図っていくためには、意見聴取の機会を積極的に活用していくことにより、本制度を育成していく必要があることから、所要の整備を図るものである。

別紙

新規 対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

		改	正	後	改	正	前
		記					
		記					
第1章	新画面添付制度の運用に当たつての基本的な考え方						
1	制度の適正・円滑な運用及び着実な推進						
	(省略)			(同左)			
2	新画面添付制度適用法人の的確な管理						
	(省略)			(同左)			
3	新画面添付制度を活用した調査事務の効率的運営						
	(省略)			(同左)			
第2章	新画面添付制度に係る事務手続及び留意事項						
第1節	申告書収受後の事務及び実況区分の判定						
1	書面添付がある申告書の収受後の事務						
	(省略)			(同左)			

	改	正	後	改	正	前
2 実況区分の判定				(省)	(省)	(同 左)
第2節 意見聴取の実施				2 実況区分の判定	2 実況区分の判定	
1 事前通知前の意見聴取の実施				1 事前通知前の意見聴取の実施	1 事前通知前の意見聴取の実施	
2 意見聴取の時期、方法				2 意見聴取の時期、方法	2 意見聴取の時期、方法	
3 意見聴取の内容				3 意見聴取の内容	3 意見聴取の内容	
憲、意見聴取は、税務の専門家としての立場を尊重して付与された税理士等の権利の一つとして位置付けられ、書面を添付した税理士が申告に当たって計算等を行った事項に関することや、実際の意見聴取に当たって生じた疑問点を解明することを目的として行われるものである。				憲、意見聴取は、税務の専門家としての立場を尊重して付与された税理士等の権利の一つとして位置付けられ、各税法に規定する質問検査権の行使には当らないとされていることから、書面の記載事項に関する税理士からの意見陳述（以下、「一般的な意見の聽取」という。）にとどめる。したがって、意見聴取に当たっては、質問検査権の行使と解される具体的な非遺事項の指摘や書面に記載のない事項に係る質問は行わないことに留意する。	憲、意見聴取は、税務の専門家としての立場を尊重して付与された税理士等の権利の一つとして位置付けられ、各税法に規定する質問検査権の行使には当らないとされていることから、書面の記載事項に関する税理士からの意見陳述（以下、「一般的な意見の聽取」という。）にとどめる。したがって、意見聴取に当たっては、質問検査権の行使と解される具体的な非遺事項の指摘や書面に記載のない事項に係る質問は行わないことに留意する。	
増減事項・増減理由・会計処理方法に変更があった事項・変更の理由などについて個別・具体的に質疑を行うなど、意見聴取の機会の積極的な活用に努める。				増減事項・増減理由・会計処理方法に変更があった事項・変更の理由などについて個別・具体的な非遺事項の指摘に至った場合には、加算税のただし、個別・具体的な非遺事項の指摘に至った場合には、加算税の問題が生じうることに留意する。（後記6による。）	増減事項・増減理由・会計処理方法に変更があった事項・変更の理由などについて個別・具体的な非遺事項の指摘に至った場合には、加算税の問題が生じうることに留意する。（後記6による。）	

	改	正	後	改	正	前
4 意見聴取後の事務	(省)	略		4 意見聴取後の事務	(同 左)	
5 意見聴取後に提出された修正申告書に係る加算税の取扱い、意見聴取を行い、その後に修正申告書が提出されたとしても、原則として、加算税は賦課しない。	5 意見聴取後に提出された修正申告書が提出された場合の加算税の取扱い、意見聴取を行った後に修正申告書が提出された場合の加算税の適用に当たっては、國税通則法第65条第5項並びに平成12年7月3日付課法2—9ほか3課共同「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」(事務運営指針)及び平成12年7月3日付課消2—17ほか5課共同「消費税及び地方消費税の更正等及び加算税の取扱いについて」(事務運営指針)及び平成13年3月29日付課消4—11ほか1課共同「たばこ税等及び酒税の加算税の取扱いについて」(事務運営指針)に基づき非違事項の指摘を行ったかどうかの具体的な事実認定により「更正の予知」の有無を判断することになるから、「一般的な意見の聽取」にとどまる限り、加算税は賦課しない。					
6 更正前の意見聴取	(省)	略		6 更正前の意見聴取	(同 左)	

【業務部】

副会長 丸山晴司（長岡）

部長 鈴木 孝（浦和）

専務理事 手島 保（前橋）

副部長 大久保文男（越谷）

専務理事 久保 章（朝霞）

委員 栗林 豊（潮来）

〃 伊藤 博（鹿沼）

〃 坂本 清（前橋）

〃 小林 義明（新発田）

〃 五味 公一（諏訪）

書面添付してみませんか

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面の記載例

平成15年12月1日発行

編集 関東信越税理士会

発行 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2-7

電話 048-643-1661（代）

印刷 有限会社サンユー印刷

